

**発火性危険ごみは
正しく出しましょう**

カセット式ガスボンベ、スプレー缶、使い捨てライターなどの発火性のあるごみのことを「発火性危険ごみ」といいます。市では、発火性危険ごみの出し方のルールを定めています。誤った出し方をすると、ガス漏れや爆発事故が発生し、収集員が危険にさらされるなど円滑なごみ処理ができなくなります。実際に、市内でも発火性危険ごみによる事故が発生した事例もありまので、正しい出し方を守り、安全なごみ処理にご協力ください。

発火性危険ごみの正しい出し方

- ① 中身を使い切る
 - ② 穴を開けずに「透明または半透明の袋」に入れる
 - ③ 袋に「発火性危険ごみ分別シール」を貼る
 - ④ 「燃やせないごみ」の日にごみステーションに出す
- ※発火性危険ごみを入れる袋には、他のごみを一緒に入れないでください。

問い合わせ クリーンセンター

☎ 23-3567

アクセルとブレーキの踏み間違えによる事故を抑止するため、**高齢者の安全運転支援装置の購入・設置に係る費用の一部を補助します**

高齢者の安全運転支援装置設置補助制度

主な条件

市内に住所を有し、住民基本台帳法により記録されていること

自動車税及び市税の滞納がないこと

昭和31年4月1日以前に生まれていること

過去に高齢者安全運転支援装置設置費補助金の適用を受けていないこと

安全運転支援装置の設置が可能な自動車で、自動車検査証の「**家用・事業用の別**」欄に「**家用**」と記載されていること

※詳細については、市ホームページに掲載しております。

補助対象経費

一般社団法人次世代自動車振興センターから「後付け装置取扱事業者」として認定され、かつ愛知県内に店舗等を有する事業者が、国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進等抑制装置を、令和2年4月1日(水)以降に設置する際に係る費用

※購入・設置する装置や取扱事業者の店舗が補助対象であるか、あらかじめ必ず店舗にご確認ください。

補助限度額

補助対象経費の8割で、障害物検知機能付きは上限32,000円、障害物検知機能なしは上限16,000円

申請期間

6月1日(月)から令和3年2月26日(金)まで

※安全運転支援装置の購入・設置費用の支払日から30日以内または令和3年2月26日(金)のいずれか早い日まで(支払日が4月1日(水)から5月31日(日)までの場合は6月30日(火)まで)

申請方法

次の①～⑥を防災交通課窓口へご提出ください。

- ① 補助金交付申請書兼実績報告書(所定様式)
- ② 補助金交付請求書(所定様式)
- ③ 運転免許証の写し
- ④ 自動車検査証の写し
- ⑤ 代金の支払い手続が完了したことを証する書類(領収書の写しなど)
- ⑥ 安全運転支援装置販売・設置証明書(後付け装置取扱事業者が発行)

※所定様式は窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。また、ご希望により郵送いたします。

